

委 託 仕 様 書

《委託名》

京都市立芸術大学施設保全業務委託
ただし、特殊廃水処理設備定期点検保守業務委託

《契約期間》

平成31年 4月 1日 ～ 平成34年 3月31日

公立大学法人京都市立芸術大学

第1 [趣 旨]

この仕様書は、「京都市立芸術大学施設保全業務委託 ただし、特殊廃水処理設備定期点検保守業務委託」の委託契約書に基づく仕様書である。

第2 [用語の定義]

- 1 この仕様書において使用する用語は、委託契約書において使用する用語の例による。
- 2 委託契約書及びこの仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号による。
 - (1)点検とは、測定器具の使用又は目視等により特殊廃水処理設備の機能状態及び損耗の程度を調査し、その良否を判断することをいう。
 - (2)保守とは、消耗部品及び材料の取り替え、ネジの増し締め、注油等の設置並びに機能回復、耐久性の確保を図るための塵埃、汚れの除去をいう。
 - (3)修繕とは、特殊廃水処理設備の損耗部分を当初の機能に近づける措置をいう。
 - (4)修理とは、修繕のうち軽微なものをいう。
 - (5)清掃とは、塵埃及び汚れの除去をいう。
 - (6)監督員とは、公立大学法人京都市立芸術大学が定める京都市立芸術大学に所属する職員をいう。
 - (7)検査員とは、公立大学法人京都市立芸術大学が定める京都市立芸術大学に所属する職員をいう。
 - (8)この仕様書において、甲は公立大学法人京都市立芸術大学、乙は業務の受託者とする。

第3 [委託する事項]

甲は、乙に対し、特殊廃水処理設備の保全業務について、次の事項を委託する。

- (1)定期点検、保守業務に関すること。
- (2)軽易な修理に関すること。
- (3)事故その他の異常時における応急措置に関すること。
- (4)災害その他の非常時における応急措置に関すること。

第4 [委託する特殊廃水処理設備]

委託する特殊廃水処理設備は、京都市立芸術大学に設ける特殊廃水処理設備で次に掲げるものとする。

特殊廃水処理設備（処理能力 18 m³/日） 1式

第5 [実施方法]

- 1 乙は、委託事項を、この仕様書及び特殊廃水処理設備の保全に関するものの法令に

基づき、誠実に行わなければならない。

2 乙は、前項の業務の処理に関し、次の各号により実施しなければならない。

(1) 次のア、イ及びウのいずれにも該当することにより、乙の雇用する従事者の労働力を自ら直接利用するものであること。(ただし、これは業務の一部について、乙が第三者とかわす下請契約を妨げるものではない。)

ア 次のいずれにも該当することにより、業務の遂行に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。

(ア) 従事者に対する業務の遂行方法に関する指示その他の管理を自ら行うこと。

(イ) 従事者の業務の遂行に関する評価等に係る指示その他の管理を自ら行うこと。

イ 次のいずれにも該当することにより、労働時間等に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。

(ア) 従事者の始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等に関する指示その他の管理を自ら行うこと。

(イ) 従事者の労働時間を延長する場合又は従事者を休日に労働させる場合における指示その他の管理を自ら行うこと。

ウ 次のいずれにも該当することにより、企業における秩序の維持、確保等のための指示その他の管理を自ら行うものであること。

(ア) 従事者の服務上の規律に関する事項についての指示その他の管理を自ら行うこと。

(イ) 従事者の配置等の決定及び変更を自ら行うこと。

(2) 次のア、イ及びウのいずれにも該当することにより、委託契約により請負った業務を自己の業務として、甲から独立して処理するものであること。

ア 業務の処理に要する資金につき、すべて自らの責任の下に調達し、かつ、支弁すること。

イ 業務の処理について、民法、商法その他の法律に規定された事業主としての全ての責任を負うこと。

ウ 自ら行う企画又は自己の有する専門的な技術若しくは経験に基づいて業務を処理するものであって、単に肉体的な労働力を提供するものでないこと。

第6 [委託料]

委託料は、各年度ごとに均等に分割した年委託料の1/2分の1を、1箇月ごとに、当該期間の業務完了後に支払うものとする。端数調整が必要な場合は、各年度の最初の月で行う。その他の月は均等払いとする。

第7 [一般事項]

- 1 乙は、仕様書に明記の無い場合又は疑いを生じた場合は、監督員と協議する。
- 2 乙は、仕様書によることが困難又は不都合な場合は、監督員と協議する。
- 3 乙は、別契約の関係業務について監督員の指示により、当該関係者と協力し業務の円滑な進捗を図る。
- 4 乙は、業務の実施に伴い発生する廃材、塵、廃油その他の発生材をすべて構外に搬出し、関係法令などに従い適切に処理する。

第8 [業務主任]

- 1 乙は、業務の技術上の管理を司る者（以下、「業務主任」という。）を定めること。
- 2 業務主任は、次の各号に該当する資格要件を有する者とする。
 - (1)特殊廃水処理設備の保全に関し、担当の経験を有し、かつ、熟知した者。
 - (2)特殊廃水処理設備の構造に関し、熟知した者。
- 3 業務主任は、この契約の履行に関し、その運営及び取締りを行うほか、この契約に基づく乙の一切の権限（委託料の変更、委託料の請求及び受領並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。
- 4 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務主任に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に対して文書で通知すること。
- 5 乙は、甲に対して、業務主任の氏名を文書で通知すること。

第9 [業務従事者]

- 1 乙は、業務の実施に必要な業務従事者（業務主任を含む。以下同じ。）を定期的に必要人数配置すること。
- 2 乙は、業務従事者に次の各号に掲げる要件を具備させること。
 - (1)特殊廃水処理設備の保全に関する相当の経験及び熟知
 - (2)特殊廃水処理設備の構造に関する熟知
- 3 乙は、業務従事者について、労働安全衛生法に規定する安全教育等を履修させること。

第10 [業務管理]

- 1 業務現場における委託業務の安全衛生については、業務主任が責任者となり、関係法令等に従って実施すること。
- 2 乙は、業務現場における委託業務に関し、整理整頓を行い、必要に応じ保安設備を設けるなどの措置を講じ、事故防止に努めること。
- 3 乙は、業務の実施に伴う災害及び公害の防止について関係法令に従い、適切に処置

すること。

- 4 乙は、業務の実施により、機器等で汚染又は損傷の恐れのあるものは、適切な方法で養生を行うこと。
- 5 乙は、業務の完了及び部分完了に際しては、当該業務に関する部分の後片付けを行うこと。

第11 [日程表等]

- 1 乙は、業務の着手に先立ち、年間業務日程表及び業務の記録様式、見本等を作成し、監督員に報告すること。
- 2 乙は、前項の補足として、月間業務日程表を作成し監督員に報告すること。
- 3 乙は、年間業務日程表に変更の必要を生じ、その内容が重要な場合は、変更年間業務日程表を速やかに作成し、監督員の承諾を得ること。
- 4 乙は、業務日程が別契約の関係業務と関連のある場合は、監督員の指示を受けて調整すること。

第12 [業務内容]

- 1 乙は、定期点検、保守業務等を別紙第1及び別紙第2に示すところを標準として行うほか、特殊廃水処理設備に必要な定期点検、保守を行う。
- 2 その他の業務は、次の各号による。
 - (1)乙は、定期点検、保守業務の結果、修理が必要と思われるときで、その内容が軽易である場合は、材工共に乙の負担において修理を行う。
 - (2)乙は、事故その他の異常時において甲から通知があった場合は、適切な処置を講じることとし、その旨を監督員に報告する。
 - (3)乙は、災害その他の非常時において甲から通知があった場合は、適切な処置を講じることとし、その旨を監督員に報告する。
 - (4)乙は、建築設備保全業務受託者に、特殊廃水処理設備の運転及び使用薬品の性質、化学の基礎知識、法令等の研修を行う。

第13 [業務の実施]

- 1 乙は、業務の実施に先立ち特殊廃水処理設備の現況及び仕様書に基づく業務内容を業務従事者に、周知徹底する。
- 2 乙は、仕様書及び監督員に報告した月間業務日程表、記録様式、見本等に従って業務を実施し、かつ、必要な記録をする。
- 3 乙は、業務実施中、異常を認めた時で緊急を要する場合は、速やかに監督員に報告する。
- 4 乙は、点検等の実施中においては、鍵、開閉器、照明用スイッチ等を確認する。

第14 [業務の報告]

乙は、記録文書を点検等のつど（上下水道局への提出書類は月1回）、建築設備保全業務受託者の業務主任に提出する。

第15 [検査]

- 1 乙は、委託業務が最終完了したときは、検査員の検査を受けなければならない。
- 2 前項の規定により難しい場合は、検査員の指示により、中間検査とすることができる。

[別紙第1]

1 保守点検調整

- (1)ポンプ類, 攪拌機, 操作盤, コンプレッサー, 濾過器等の点検及び調整: 1回/週
- (2)各種使用薬剤の補充, 濃度及び供給量の調整: 1回/週
- (3)キレート樹脂塔, 活性炭塔の点検調整: 1回/週
- (4)総合点検: 1回/1箇月
- (5)各計測器の調整: 1回/週

2 水質分析

- (1)法の定めに基づき行うものとする。
- (2)測定項目は次のとおりとする。

ア 別紙第3

イ 別紙第4

3 薬品等の納入

薬品類, 凝集剤, 消耗品等を納入すること。

4 濾材, 活性炭, 樹脂等の補充, 入替

補充, 入替は必要の都度行うものとし, 入替は受託人において行い, 再生又は処分すること。

5 スラッジ等の処分

(1)当該施設より発生するスラッジ類及び有害物質を含む廃棄物は, 別途契約業者への引き取り処分に協力すること。

(2)上記の処分に当っては, 次に定める方法によるものとする。

ア 上記別途契約業者については, 産業廃棄物処理業の収集, 運搬, 処分の許可を受けている業者とし, 甲とその業者は別途処理委託契約を結ぶものとする。乙はこれに協力し, 且つ, マニフェスト等の書類をチェックすること。

イ アによるほか, 産業廃棄物処理及び清掃に関する法律, その他関係法規に基づき行うこと。

ウ 甲が別途契約する産業廃棄物処理業者が違法を行った場合, 乙は速やかに法律に基づき対処することに協力すること。

(3)当該施設のうち, 一般系受入ピット, シアン系受入ピット, 油・水分離装置, 受入槽, 凝集沈殿槽, ろ過液槽, 処理水槽A, 処理水槽Bについて, 年1回開放清掃すること。

6 運転等の指導

日常運転業務の指導をビル管理業者に行うこと。

7 記録及び資料の提出

(1) 薬品等の補充

納入の都度、記録を提出し現品の確認を受けること。

(2) 濾材、活性炭、樹脂等の補充及び入替

ア 実施の都度、記録を提出し現品の確認を受けること。

イ 活性炭、樹脂等の入替に際しては、吸着能力試験を必要に応じて行い、試験結果を提出すること。

(3) スラッジ等の処分

搬出の都度、量及び処分の方法を記載し、報告書を提出すること。

8 関係官庁の諸手続き、報告、検査等について、書類作成、立会い等を行うこと。

[別紙第2]

投入薬品等	工 程	処 理 内 容
<p>還元槽 →</p> <p>スラリー貯槽 →</p> <p>硫酸 →</p> <p>還元剤 →</p> <p>塩化第二鉄 →</p> <p>水酸化ナトリウム →</p> <p>高分子凝集剤 →</p> <p>硫酸 →</p> <p>スラリー貯槽</p> <p>↓</p> <p>脱水機</p> <p>↓</p> <p>重金属汚泥 (産業廃棄物処理)</p>	<p>排水</p> <p>↓</p> <p>受入ピット</p> <p>↓</p> <p>油水分離機</p> <p>↓</p> <p>受入槽</p> <p>予備槽</p> <p>↓</p> <p>計量槽</p> <p>↓</p> <p>還元槽</p> <p>↓</p> <p>反応槽</p> <p>↓</p> <p>凝集槽</p> <p>↓</p> <p>沈殿槽</p> <p>↓</p> <p>pH調整槽</p> <p>↓</p> <p>ろ過原水槽</p> <p>↓</p> <p>ろ過塔</p> <p>↓</p> <p>一般キレート樹脂塔</p> <p>↓</p> <p>水銀キレート樹脂塔</p> <p>↓</p> <p>活性炭塔</p> <p>↓</p> <p>pH記録槽</p> <p>↓</p> <p>下水道放流</p>	<p>教室からの流入水を受入処理に蓄える。</p> <p>排水中の油分を分離する。</p> <p>流入した排水の平均化を図る。</p> <p>反応槽，凝集槽へ一定水量を送液する。 (薬品添加条件を保持する)</p> <p>六価クロムを三価クロムへ還元。</p> <p>重金属の不溶化。(pH=10へ)</p> <p>懸濁粒子を集塊し，粒径を増，沈降速度を増する。</p> <p>重金属を含む汚泥を沈降分離し，排水中から除去する。</p> <p>pH=10(アルカリ)をpH=7(中性)へ調整。</p> <p>ろ過のため原水を貯留する。</p> <p>樹脂塔のSS沈積を防止するための精密ろ過を行う。</p> <p>カドミウム，鉛などの微量残留重金属イオンを吸着除去する。</p> <p>水銀を専用樹脂に吸着させ除去する。</p> <p>突発的に有機物の流入があった場合に吸着除去するための安全装置。</p> <p>放流水のpH値を記録する。</p>

[別紙第3]

水質分析

1 放流水（13項目）

n-Hex	12回
カドミウム	12回
鉛	24回
六価クロム	12回
総水銀	24回
銅	24回
亜鉛	24回
溶解性鉄	12回
総クロム	12回
硼酸	24回
トリクロロエチレン	12回
テトラクロロエチレン	24回
1, 1, 1-トリクロロエタン	12回

2 受入ピット（13項目）

n-Hex	12回
カドミウム	12回
鉛	12回
六価クロム	12回
総水銀	12回
銅	12回
亜鉛	12回
溶解性鉄	12回
総クロム	12回
硼酸	12回
トリクロロエチレン	12回
テトラクロロエチレン	12回
1, 1, 1-トリクロロエタン	12回

[別紙第4]

脱水汚泥の溶出試験項目（試験回数…必要時随時行う。ただし、年1回以上。）

pH値

アルキル水銀化合物

水銀又はその化合物

カドミウム又はその化合物

鉛又はその化合物

有機燐化合物

六価クロム化合物

ひ素又はその化合物

シアン化合物

ポリ塩化ビフェニル（PCB）

トリクロロエチレン

テトラクロロエチレン

ジクロロメタン

四塩化炭素

1, 2-ジクロロエタン

1, 1-ジクロロエチレン

シス-1, 2-ジクロロエチレン

1, 1, 1-トリクロロエタン

1, 1, 2-トリクロロエタン

1-3ジクロロプロペン

チウラム

シマジン（CAT）

チオベンカルブ

ベンゼン

セレン又はその化合物

1, 4-ジオキサン

含水率